

八幡市分譲マンション建替検討費補助金交付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「八幡市分譲マンション建替検討費補助金交付要綱」（平成23年7月1日施行）の6条に基づき、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下、「適正化法」という。)第2条第1項第1号に規定するものをいう。
- (2) 管理組合 適正化法第2条第1項第3号に規定するものをいう。
- (3) 理事長等 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下、「区分所有法」という。)第47条第1項に規定する法人(以下、「管理組合法人」という。)を除く管理組合において、区分所有者の集会において選出された当該組合を代表する者、又は同法第49条に規定する管理組合法人の理事をいう。
- (4) 補助金 本市が、この要領に基づき、マンションの建替えの検討に要する調査費用(以下、「検討調査費」という。)に対し交付する補助金をいう。
- (5) 補助事業 この要領に基づき、補助金の交付を受けて行う事務又は事業をいう。

(検討調査費の補助)

第3条 市長は、マンションの建替えについて検討を行おうとする管理組合に対し、検討調査費の一部を補助することができるものとする。

(補助の対象及び補助額等)

第4条 補助事業の対象となる経費(以下、「補助対象」という。)は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 建替え検討組織の運営支援に要する経費
- (2) 当該マンションの現状調査に要する経費
- (3) 区分所有者等の意向調査・意向確認に要する経費
- (4) 建替え基本構想の作成に要する経費
- (5) 事業協力者の導入の可能性の検討に要する経費
- (6) 行政対応に要する経費

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に必要事項を記載し、事業開始の30日前までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 区域図
- (3) 建物の配置図、平面図、立面図、断面図
- (4) 現地写真
- (5) 八幡市分譲マンション建替検討費補助金交付要綱第3条第1号から第6号の規定を満たしていることを証する書類
- (6) 前項の申請を行う者が理事長等であることを証する書類
- (7) 登記事項証明書
- (8) 管理規約
- (9) 補助事業に関する委託業務見積書
- (10) 契約書及び業務仕様書の案

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の申請があった場合において、当該申請に係る書類を審査するほか、必要に応じて行う現地調査や法令の確認等により、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか調査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、その決定の内容及びこれに付した条件を補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容、経費又は執行計画の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと
- (2) 補助事業を廃止する場合には、市長に届出を行うべきこと。なお、補助事業の廃止を行ったときは、補助金の交付は行われないこと
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めるときは、これに協力すべきこと

2 市長は、補助事業の完了により補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部

又は一部に相当する金額を本市に返還すべき旨の条件を付することができる

- 3 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前2項に定めるもののほか、必要な条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付の申請を行った者は、第7条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は前条の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、交付の決定をした日の翌日から起算して30日以内に、補助金交付申請取下届(様式第4号)を市長に提出することにより申請の取り下げを行うことができる。

- 2 第4条第5号及び第6条第2項第5号の規定は、前項の規定による補助金の交付申請の取り下げについて準用する。市長は、前項の決定通知書の内容を変更する必要があると認めるときは、当該決定通知書の内容を変更することができる。

- 3 第1項の規定による申請の取り下げの届出があったときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(補助事業の着手)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下、「補助事業者」という。)は、第7条第1項の規定による交付の決定をした日以降でないと、補助事業に着手してはならない。

- 2 補助事業者は、第7条第1項の規定による交付の決定があった日の翌日から起算して30日以内に、補助事業に着手しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業に着手したときは、着手した日の翌日から起算して10日以内に、補助事業着手届(様式第5号)を、市長に提出しなければならない。
- 4 前項の届出には、補助事業に着手したことを証する書類を添付しなければならない。
- 5 補助事業者は、第7条第1項の規定による交付の決定を受けた年度内に補助事業に着手し、当該年度内に補助事業を完了しなければならない。

(補助事業の変更)

第10条 補助事業者は、補助事業の内容等の変更(軽微な変更を除く。)をしようとするときは、補助事業変更承認申請書(様式第6号)を、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、第6条第2項に規定する書類のうち、当該変更に係る書類を添付しなければならない。

- 3 第1項の軽微な変更は次のとおりとする。

(1) 補助事業の期間内で工程を変更しようとするとき

- 4 第4条第5号、第6条第2項第5号の規定は、第1項の規定による補助事業の内容等の変更の承認申請について準用する。

- 5 市長は、第1項の規定による補助事業の内容等の変更の申請があったときは、第7条第1項の規定によりその内容を調査し、変更の承認をしたときは、補助事業変更承認通知書(様式第7号)により補助事業者に通知するものとする。

- 6 市長は、前項の調査の結果、補助事業の内容等の変更を承認することが不相当である

と認めるときは、理由を付して、補助事業変更不承認通知書（様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 7 第8条の規定は、第5項の規定による補助事業の内容等の変更の承認について準用する。
- 8 市長は、第1項の規定による補助事業の内容等の変更の申請が到達してから30日以内に、当該申請に係る補助事業の内容等の変更の承認又は承認しない旨の決定をするものとする。

（補助事業の廃止）

- 第11条 補助事業者は、補助事業の廃止をしようとするときは、補助事業廃止届（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申請書には、補助金交付決定通知書（様式第2号）の写しを添付しなければならない。
 - 3 第4条第5号及び第6条第2項第5号の規定は、第1項の規定による補助事業の廃止の届出について準用する。
 - 4 第1項の規定による補助事業の廃止の届出があったときは、第7条第1項の規定による補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

（事情変更による決定の取消し等）

- 第12条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
- 2 市長が前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 補助事業者が補助事業を遂行するため必要な土地その他の手段を使用することができないこと、補助事業に要する経費のうち補助金によってまかなわれる部分以外の部分を負担することができないこと、その他の理由により補助事業を遂行することができない場合。ただし、補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。
 - 3 市長は、第1項の処分をしたときは、速やかにその旨を理由を付して補助金事情変更による補助金交付決定取消・変更通知書（様式第10号）により補助事業者へ通知するものとする。
 - 4 市長は、補助金の交付の決定の取り消し又は変更に伴い、補助事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払いに要する経費に限り、補助金を交付することができる。
 - 5 第6条から前条の規定は、前項の規定による補助金の交付について準用する。

（補助事業の遂行）

第 13 条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(関係書類の整備)

第 14 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿類等を常に整備し、補助事業が完了した次の年度から 5 年間保存しなければならない。

(補助事業の遂行指示等)

第 15 条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対し、質問させることができる。

2 市長は、補助事業者が提出した報告等により、その者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対してこれらに従って当該補助事業を遂行するよう指示することができる。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 調査報告書等の成果品
- (3) 経費の支出を確認できる領収書の写し

(補助金の額の確定等)

第 17 条 市長は、前条第 1 項の規定による補助事業の完了に係る成果の報告を受けた場合において、報告書の書類の審査や、必要に応じて行う現地調査や法令の確認等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか確認し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第 12 号)により補助事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第 18 条 市長は、第 16 条の規定による補助事業の完了に係る成果の報告を受けた場合において、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに対する条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該補助事業者に指示することができる。

2 第 16 条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(交付の時期等)

第 19 条 市長は、第 17 条の規定による補助金の額の確定を経た後に、補助事業者から請

求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第 20 条 市長は、補助事業者が、補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく市長の処分に違反したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第 17 条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 市長は、第 1 項の規定による取り消しをしたときは、速やかにその旨を理由を付して、補助金交付決定取消通知書（様式第 13 号）により補助事業者に通知するものとする。

4 第 1 項の規定による補助金の交付の決定の全部の取り消しをしたときは、第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定及び第 17 条の規定による補助金の額の確定はなかったものとみなす。

(補助金の返還)

第 21 条 市長は、前条第 3 項の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金返還命令書（様式第 14 号）によりその返還を求めるものとする。

(理由の提示)

第 22 条 市長は、補助金の交付の決定の取り消し、補助事業の遂行の指示又は補助事業の是正のための措置の指示をするときは、補助事業者に対してその理由を示すものとする。

(他制度との併用)

第 23 条 他の公的融資又は補助金を併せて受けようとする者は、事前に市長と十分協議を行い、その指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。